

第2章 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）及び全日本レベルのレース

第1条（主催・共同主催・公認）

外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）は連盟が主催する。

- 2 および全日本レベルのレース（以下、外洋艇全日本選手権大会等）は、当該主催加盟団体の申請により、連盟が下記第3条の条件に基づき「共同主催」レースとして承認するか、「公認」レースとして承認する。

第2条（実施上の留意点）

外洋艇全日本選手権等に関し、留意すべき事項は次のとおりとする。

- （1）大会を主催する団体は、連盟、連盟加盟団体、特別加盟団体及びそれらと共同主催する非加盟団体が、これを行う。
- （2）大会は、原則として定期的かつ継続的に行う。
- （3）共同主催を行う主催団体は、その共同責任において大会を実施するものとし、その実施にあたっては大会運営に関する分担と責任について事前に話し合い、「共同主催」契約書を作成することを推奨する。

第3条（外洋艇全日本選手権大会等開催の条件）

全日本選手権大会等開催の条件は、次のとおりとする。

- （1）第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、大会開催日の3ヶ月前までに、申請書を連盟に提出すること。
- （2）参加艇は、連盟に登録された艇であること。海外からの参加艇については、その国のナショナルオーソリティーへの登録があれば、この限りにない。
- （3）参加者は、全員が連盟の会員であること。但し、海外からの参加者は、その国のナショナルオーソリティーに加盟していれば、この限りにない。
- （4）「セーリング競技規則（RRS）」、連盟外洋特別規定、および連盟が公認するレーティングとハンディキャップ・ルールに基づき、大会が運営されていること。
- （5）レース公示案は、開催日3ヶ月前までに連盟に提出して承認を得ること。
- （6）大会運営に当たる主要役員は、連盟のメンバーであることが求められる。
- （7）連盟公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
- （8）抗議・救済等の処置は、連盟公認のジャッジで構成するプロテスト委員会によって行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に変えることができる。

- (9) 主催団体は、運営要員を対象にした生命、傷害保険に加入することが求められる。また、レース公示では、参加艇に対しヨット保険「賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険」への加入を義務付けなければならない。
- (10) 主催団体は、レースに対応した危機管理マニュアル等を作成すること。
- (11) 大会終了後、連盟に対して所定の報告書を提出すること。
- (12) レースの映像と文章
レースにおける映像と文章は、連盟と主催団体が権利を有する。但し、報道を目的として使用されることに関しては、これを除外する。また、レースの参加艇や参加者は、メディアを通じて報道・放映されることに同意するものとする。

第4条 (外洋艇全日本選手権大会等のレースとして認定された大会)

連盟は、以下の大会を本規則に基づく大会として認定している。

- ~~(1) ジャパンカップ (本規定に加えて第5条の開催規定を適用する)~~
- (2) パールレース
- (3) 外洋各クラスの全日本選手権
- (4) 沖縄レース
- (5) 150マイルを超えるロング・ディスタンス・レース
- (6) 上記大会以外で主催団体より申請があり、連盟が特別に認めた競技会

第5条 (外洋艇全日本選手権 (ジャパンカップ) 開催規定)

ジャパンカップ開催の条件は、第2章の各条項に加え、以下の規定を追加適用する。

(1) ジャパンカップの定義

ジャパンカップとは、日本における外洋レースの最高峰に位置づけられる歴史あるレースである。年間に一度開催されて、その年の外洋艇の選手権を競うレースである。

~~(2) ジャパンカップの主催申請~~

~~主催申請は開催年の1月末日までに、下記の書類を連盟に提出すること。~~

~~ア 主催団体、および開催場所、日程~~

~~イ インショアー・レース、オフショアー・レース、それぞれにその使用レース・エリアの状況~~

(3) ジャパンカップとしての成立要件

原則として10艇以上の参加があること。

(4) 参加艇の範囲

参加艇のハンディキャップの範囲(レーティングバンド)や区分については、

原則として連盟レース委員会と外洋計測委員会と協議の上、主催団体が決定すること。複数のクラスを設けた場合は、それぞれにジャパンカップを授与することもできる。

第6条（全日本選手権大会の取消し）

連盟が公認レースとして承認した後、前3条の条件を充たすことができなくなった場合は、当該大会について全日本選手権大会の名称を取消すことがある。

第7条（連盟の支援）

連盟の支援は、次のとおりとする。

- （1）連盟の予算の範囲内で補助金を交付する場合もある。その場合の交付額は、連盟理事会において別にこれを定める。
- （2）連盟会長名による表彰状の授与。
- （3）「Jーセーリング」誌上あるいは連盟ホームページで、レース公示および成績等の報告を掲載する。
- （4）連盟は、主催団体よりの要請がある場合には、レースオフィサー、ジャッジ、計測委員ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

第8条（補足的事項）

その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所および日程については、~~ジャパンカップを除き、~~前年度の~~3~~1月末までに連盟に届け出ること。

- 2 大会に関する報告は次の通りとし、大会終了後1ヶ月以内に、これを行うものとする。

ア、実施報告書

イ、プログラム・成績表

ウ、レース所感

エ、決算報告書

オ、補助金支払申請書（補助金交付がある場合のみ）

カ、プロテスト委員長のレガッタレポート

- 3 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施し、その調査書を連盟レース委員会に提出するものとする。

以上

附則

1. H14. 8. 3理事会決定
2. H19. 1. 27一部 改正
3. H20. 1. 26一部 改正

4. H 2 3. 2. 1 9一部 改正

5. H 2 4. 1 2. 8一部 改正

6. H 2 8.